

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成25年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第2号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成25年11月25日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第12号

専 決 処 分 書

平成25年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年10月16日

亀岡市長 栗山正隆

平成 2 5 年 度

亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成25年度亀岡市地域下水道事業特別会計
補正予算（第2号）

平成25年度亀岡市の地域下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

77,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ953,353千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地 方 債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成25年10月16日専決

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 0	千円 44,000	千円 44,000
	2 国庫負担金	0	44,000	44,000
4 府支出金		71,498	5,500	76,998
	1 府補助金	71,498	5,500	76,998
9 市債		0	27,500	27,500
	1 市債	0	27,500	27,500
歳入合計		876,353	77,000	953,353

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理費		千円 3 5 2, 2 8 8	千円 7 7, 0 0 0	千円 4 2 9, 2 8 8
	1 施設管理費	3 4 9, 1 5 3	7 7, 0 0 0	4 2 6, 1 5 3
歳 出 合 計		8 7 6, 3 5 3	7 7, 0 0 0	9 5 3, 3 5 3

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農業集落排水事業	千円 5,500 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
特定環境下水道事業	22,000 //	//	//	//
計	27,500			